

平成20年10月10日

各所属団体長 様

栃木県スキー連盟
会長 綱川 千夫
(公印省略)

指・準指導員受検者養成講習会の開催について(通知)

秋涼の候、貴団体におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より本連盟の事業等につきましては、格別のご指導、ご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、表題のことにつきましては下記のとおり講習会を開催しますので、貴団体の受検者は漏れなく受講されますよう周知徹底していただき、その取りまとめ方宜しくお願いいたします。

なお、今年度の準指導員検定会においても、別紙の単位制が適用され、より受検しやすい環境となっておりますので、多くの受検者が挑戦されますよう周知方をよろしくお願いいたします。

記

指・準指導員受検者養成講習会(A)

- ・期 日 平成20年11月23日(日)
受付 午前8時30分
- ・会 場 とちぎ健康の森

準指導員受検者養成講習会(B)

- ・期 日 平成20年12月20日(土)
受付 午前8時30分
- ・会 場 ハンターマウンテン塩原

○参加費 各講習会とも5,000円

○申込期限 平成20年11月12日(水)間に合わない場合は講習会(A)の当日まで

○申込先 栃木県スキー連盟事務局

今年度準指導員受検における単位制の適用等について

- ・ 受検者の既取得単位(A・B・C)は有効とし、今年度再受検の場合は未取得単位の取得をもって合格とする。なお、実技種目は全9種目を受検することとするが、既取得単位の種目の今年度の成績は参考扱いとする。

留意事項

- ・ 今年初めて指・準指導員の受検を予定している方は、この講習会を受講しないと受検資格がなくなりますので注意してください。
- ・ 受検者養成講習会(A)参加者には、「オフィシャルブック」を配布します。また「スキー検定受検者のために」は、受検者養成講習会(A)で特別価格にて販売します。
- ・ 日本スキー教程(技術と指導)・(安全へのシュプール)・(スキーへの誘い)の購入希望者は、受検者養成講習会(A)当日に販売しますので、講習会申込書の図書購入希望欄に必要事項を記入のうえ申し込むこと。

(別紙)

栃木県準指導員検定基準

1 検定内容

(1) 実技種目及び単位は、次のとおりとする。

A単位(テール・コントロールの技術)

ブルークボーゲン 中回り(整地/緩~緩中斜面)

シュテムターン 大回り(不整地/中急斜面)

パラレルターン 小回り(整地/急斜面)

(トップ&テール・コントロールの技術)

ブルークターン 中回り(整地/緩中~中斜面)

B単位(トップ&テール・コントロールの技術)

パラレルターン 大回り(整地/急斜面)

パラレルターン 小回り(不整地/中~中急斜面)

(トップ・コントロールの技術)

パラレルターン 中回り(整地/中斜面)

パラレルターン 大回り(整地/中斜面)

制限滑降

(2) 理論(指導法理論を含む)テストは、C単位とし、指導員検定基準に準ずる。
本連盟において、特に必要と認める事項があれば加えることとする。

2 採点基準及び単位の扱い

(1) 実技各種目とも、75ポイントを基準とし、別に定める評価基準によるものとする。

(2) 実技種目の判定は、9種目中、7種目以上をもって合格とする。または、A及びBの単位の取得をもって合格とする。なお、A及びBの単位内の種目の75%の合格をもって、単位の取得とする。

(3) C単位の理論(指導法を含む)は、200点満点とし、60%以上をもって合格とする。

(4) A及びBの単位は、すべての種目を受検するものとする。

(5) 取得単位の有効期間は、A・B・Cの単位中、いずれかの単位を最初に取得した年から起算して3年間とし、その後の2年間に残りの単位が取得できない場合は、既得単位は消滅し、4年目から新たにA・B・Cの単位を受検するものとする。

(6) 総合判定は、実技種目の判定及び理論の判定の合格をもって総合合格とする。

(7) 前年度以前の受検者は、未取得単位を受検するものとする。

3 基準の改廃

この基準の改廃は、理事会の議決による。

4 施行

この基準は、平成18年10月28日から施行する。